

原本証明とは

提出した領収書等の原本は、返却は行っておりません。

手元にコピーを置く方法もありますが、みなさんの団体が監査や外部からのチェックの際に、原本が必要になったりします。

そこで、原本証明という方法をとって、本会にコピーを提出します

原本証明とは、その際にコピーが本物であるということを、団体長が責任をもって、下記のように証明することです。

(記載と押印は、コピーの表でも裏でもかまいません。)

〔原本証明の記載の一例〕

この写しは原本と相違ありません。

令和2年4月24日

赤い羽根共同募金会

会長 赤井 羽根夫

赤い羽根
共同募金
会長之印

※別紙の原本証明書様式を使用しても提出可能です。